

## 技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出者を招請するので公示する。

本業務は、業務説明書の交付等を電子入札システムで行い、契約手続きにかかる書類の授受を紙方式で行う業務である。

1 掲 載 日 令和8年7月13日

2 掲載責任者 支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 亙

3 担 当 部 局 〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省農村振興局整備部農地資源課  
事業企画班競争力強化事業推進調査係  
電話 03-3502-8111（内線5614）

### 4 業務内容等

（1）業 務 名 令和8年度大区画化ほ場のスマート農業調査検討業務

（2）業務内容 本業務は、大区画化ほ場で導入したスマート農業技術の地区効果と課題について調査及び検討し、より農地の大区画化を推進するための基礎資料とするものである。

（3）履行期限 契約締結の日から令和9年3月10日まで

（4）入札契約方式  
簡易公募型プロポーザル方式

（5）本業務は、業務説明書・技術提案書提出要請書の交付、参加表明書・技術提案書の提出・受領に関わる確認及び見積について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する「紙入札による申出書」を提出し承諾を得た者は紙方式に代えることができる。

（6）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

（7）本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）の試行業務である。

なお、詳細については、特別仕様書によるものとする。

### 5 資格要件、選定基準及び評価基準

（1）技術提案書の提出者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 農林水産省本省における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格においてＡ、Ｂ又はＣ等級の確認を受けていること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記７により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、上記ウの確認を受けた後に、これらの手続開始が決定された者にあつては、農林水産省大臣官房参事官（経理）が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

カ 農林水産省大臣官房参事官（経理）から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（３）技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大なミスの発覚等による契約不適合の有無、災害活動実績、表彰実績、再委託の内容、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

イ 技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績・実務経験及び業務成績、継続教育に対する取組状況、手持ち業務の状況

（４）技術提案書の特定のための評価基準

ア 技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績・実務経験及び業務成績、継続教育に対する取組状況、手持ち業務の状況

イ 業務実施方針、手法等

事業目的・業務内容に対する理解度、提案内容の的確性、創意工夫、実施手順・体制、特定テーマに対する成果の確実性等

６ 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

（１）交付期間 別表の①に示す日時

- (2) 交付場所      〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1  
農林水産省農村振興局総務課企画官  
電話03-3502-8111 (内線5408)

- (3) そ の 他      交付は無料である。

## 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

#### ア 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出すること。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着で下記(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### イ 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着で下記(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

- (2) 提 出 先      上記6の(2)に同じ。

- (3) 提出期間      別表の②に示す日時

- (4) 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表の③に示す日までに書面にて通知する。

- (5) 上記6に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。

## 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

#### ア 電子入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出すること。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式2のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については紙により提出期間内に必着で下記(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### イ 紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式

により作成し、一式を提出期間内に必着で下記（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

（２）提出先 上記６の（２）に同じ。

（３）提出期間 別表の④に示す日時

（４）技術提案書のヒアリングの有無 無

（５）特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、別表の⑤に示す日までに書面にて通知する。

## ９ その他

（１）詳細は、業務説明書による。

（２）手続における交渉の有無 無

（３）契約保証金 免除

（４）契約書作成の要否 要

（５）手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に限る。

（６）業務の内容についての照会窓口は、上記３に同じ。

契約に係る手続等についての照会窓口は、上記６の（２）に同じ。

（７）発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ・ 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ・ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ・ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ・ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ・ 公表前における技術提案書の評価点に関する情報聴取
- ・ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ・ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ・ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表

|   |            |                                                     |
|---|------------|-----------------------------------------------------|
| ① | 業務説明書の交付期間 | 令和８年７月14日から令和８年７月29日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時30分から午後５時まで |
| ② | 参加表明書の提出期間 | 令和８年７月14日から令和８年７月29日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時30分から午後５時まで |
| ③ | 選定結果の通知時期  | 令和８年８月６日                                            |
| ④ | 技術提案書の提出期間 | 令和８年８月７日から令和８年８月27日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時30分から午後５時まで  |
| ⑤ | 特定結果の通知時期  | 令和８年９月11日                                           |

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。